

匝瑳市産業用地事業化推進支援業務委託

公募型プロポーザル事業者募集要項

令和6年3月

匝瑳市 商工観光課

匠瑳市産業用地事業化推進支援業務委託に係る  
公募型プロポーザル事業者募集要項

本募集要項は、匠瑳市産業用地事業化推進支援業務委託公募型プロポーザルの実施に際し、基本的事項を記載したものであり、「匠瑳市産業用地事業化推進支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）第8条の規定に基づくものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

匠瑳市産業用地事業化推進支援業務委託

(2) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月27日（木）まで

(3) 業務目的

本市では、都市の将来像や都市づくりの方向性を定めた「匠瑳市都市計画マスタープラン」を令和3年3月に策定し、その中で本市を取り巻く状況の変化や現況を踏まえた都市づくりの主要課題として、銚子連絡道路等の交通体系の形成に併せた産業機能の集積による拠点形成を位置付けている。産業用地整備推進事業は、銚子連絡道路等の整備効果を地域活性化につなげるため、銚子連絡道路（二期区間）の終点部である匠瑳インターチェンジ周辺において産業用地（約16ヘクタール）の整備を進め、企業立地を推進するものである。

本業務では、令和5年度に実施した「匠瑳市産業用地整備支援業務」において示された方向性を具現化するために、さらに一步踏み込んだ具体的な対応を図る必要があることから、関係権利者への情報提供や農業施策等に関する関係機関との協議・調整など多岐にわたる対応が求められている。そのため、関係権利者の意向把握及び合意形成が必須であることから、関係権利者へ情報提供はもとより事業参画に対する要望・意向を把握し、事業推進方策に反映させるとともに、農政部局をはじめとする関係諸機関との協議・調整を実施するための資料収集や資料作成、提示される各種課題への対応方策等に的確に対応するなど、産業用地整備推進事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(4) 業務内容

別紙「匝瑳市産業用地事業化推進支援業務委託仕様書」のとおり

(5) 提案上限額

7, 667, 000円（消費税等を含む）

2 募集要領

(1) 選定方針

受注候補者の選定については、匝瑳市の職員で構成する「匝瑳市産業用地事業化推進支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、業務実績、技術資格等による客観評価、技術提案書に基づくプレゼンテーション等の技術提案評価、参考見積書の価格評価を実施した上で、客観評価点、技術提案評価点及び価格評価点の合計点が、技術提案者の内、最高得点者を受注候補者、次の得点者を次点受注候補者として選定する。

(2) 実施スケジュール

内容	日程
公募の開始（募集要項等の配布）	令和6年3月28日（木）
質疑の受付期限	令和6年4月2日（火）
質疑への回答	令和6年4月5日（金）
参加表明書類等の提出期限	令和6年4月8日（月）
参加資格の確認及び客観評価の審査	令和6年4月11日（木）
技術提案書の提出依頼	令和6年4月12日（金）
技術提案書に係る質疑の受付期限	令和6年4月18日（木）
技術提案書に係る質疑への回答	令和6年4月22日（月）
技術提案書の提出期限	令和6年4月24日（水）
技術提案書の評価 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年5月8日（水）
審査結果の公表	令和6年5月9日（木）
委託契約の締結	令和6年5月中旬

(3) プロポーザル審査委員会の構成

①委員 市職員 11名

②事務局 商工観光課企業立地推進室

所在地 〒289-2198

千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

電話 0479-73-0014

E-mail s-suishin@city.sosa.lg.jp

#### (4) 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- ① 令和6・7年度匝瑳市建設工事等入札参加業者資格者名簿の「測量・コンサルタント」部門の資格業種「土木：都市計画及び地方計画」に記載されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続きの開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年以上を経過していること、又は本委託業務の受注候補者決定日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
- ⑥ 本募集要項の募集開始の日から参加表明書の提出締切の日までに、匝瑳市暴力団排除条例（平成24年匝瑳市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、匝瑳市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、匝瑳市契約に係る暴力団等排除措置規則（平成26年匝瑳市規則第35号）の規定による入札参加排除措置を受けていないこと。
- ⑦ 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- ⑧ 公募開始日現在において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

- ⑨ 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）別表の「都市計画及び地方計画部門」の認定を受けていること。
- ⑩ 地方公共団体において平成26年度以降（過去10年間）に千葉県内若しくは近隣都道府県（東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県）（以下「千葉県内等」と呼ぶ。）の産業開発等の基本計画、基本設計、概略設計等の業務完了実績を有していること。

(5) 業務実施上の要件

業務の実施にあたっては、次に掲げる要件をいずれも満たすこととする。

- ① 受注者は業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- ② 配置予定技術者

受注者は管理技術者及び主たる担当技術者を配置することとし、それぞれ以下の条件を満たすこととする。

イ) 管理技術者

参加表明書の提出時点で当該企業に3か月以上継続して雇用されており、技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（以下「技術士」という。）（総合技術監理部門の「建設—都市及び地方計画」又は建設部門の「都市及び地方計画」のいずれか）の資格を有し、平成26年度以降（過去10年間）に千葉県内等の地方公共団体発注の産業開発等の基本計画、基本設計、概略設計等に管理技術者として従事し業務を完了した実績を有する者。

ロ) 主たる担当技術者

参加表明書の提出時点で当該企業に3か月以上継続して雇用されている者。

### 3 応募手続

(1) 参加表明書類の提出

技術提案書の提出を希望する者は、以下の要領で参加表明書類を提出すること。

- ① 受付期限  
令和6年4月8日（月）17時まで（必着）
- ② 受付場所  
匝瑳市役所 商工観光課企業立地推進室

③ 提出方法

上記まで持参又は郵送

④ 提出書類及び提出部数

イ) 参加表明書及び誓約書【様式第1号】 1部

※必ず両面印刷すること。

ロ) 技術提案者の業務実績等【様式第3号】 13部

業務実績については「2募集要領(4)参加資格要件⑩」に定める同種業務の実績等について記載するものとし、これらを証明する書類(契約書の写し、登録証等の写し、テクリス等)を添付すること。なお、添付する書類については1部とする。また、業務実績については、令和6年2月末までに完了しているものを記載すること。

ハ) 業務実施体制表【様式第4号】 13部

ニ) 配置予定技術者調書【様式第5号】 13部

管理技術者及び主たる担当技術者1名についてそれぞれ作成することとし、技術者の資格を証明する資料(資格証の写し等)及び同種業務の実績を証明する書類(技術者選任通知書の写しやテクリス等)を添付すること。なお、添付する書類については1部とする。また、業務実績については、令和6年2月末までに完了しているものを記載すること。

ホ) 匝瑳市の市税に未納がないことを証する書類 1部

参加申込日前の3か月以内のもので、最新の事項が掲載されたものを提出すること。

(2) 募集要項等に関する質疑の受付及び回答

① 受付期間

令和6年3月28日(木)から令和6年4月2日(火)17時まで(必着)

② 受付場所

匝瑳市役所 商工観光課企業立地推進室

E-mail s-suishin@city.sosa.lg.jp

③ 提出方法

質問書【様式第2号】に質問事項を記入し、電子メールにて上記まで送

付の上、電話でその旨を連絡すること。なお、電話・FAX 等での質疑応答は行わない。

④ 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和6年4月5日（金）に市ホームページ上に公開する。回答内容は、本要項の追加、修正として取り扱う。

(3) 提出書類作成上の留意事項

① 参加表明書及び誓約書【様式第1号】

両面印刷、代表者印を押印の上、提出すること。

② その他の留意事項

イ) 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出した書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。また、「(5) 技術提案書等の提出」についても同様とする。

ロ) 参加表明書類についてのヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(4) 参加資格の確認及び技術提案書提出の依頼

参加資格は、「2 募集要領(4) 参加資格要件」に適合するかを確認し、適合した参加表明者に対して、令和6年4月12日（金）に参加表明書に記載されたアドレス宛てに電子メールにより、技術提案書の提出を依頼する。

なお、参加表明者が4者を超えた場合、別紙「採点基準1」に基づき事前審査を実施し、4者を選考する。事前審査を通過した参加表明者に対しては、上記と同様に依頼する。

(5) 技術提案書等の提出

① 技術提案書の提出依頼を受けた参加表明者は、次に掲げる書類を提出すること。

イ) 技術提案書の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加者について 【様式第6号】 1部

ロ) 技術提案書 【様式第7号】 ※様式を参考に自由記載。 13部

ハ) 参考見積書【様式第8号】及び見積内訳書 13部

② 受付期限

令和6年4月24日（水）17時まで（必着）

③ 受付場所

匝瑳市役所 商工観光課企業立地推進室

④ 提出方法

上記まで持参又は郵送

⑤ 技術提案書等の作成の留意事項

イ) 技術提案書の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加者について【様式第6号】に代表者印を押印の上、提出すること。

ロ) 技術提案書【様式第7号】

i. A4判縦置き・横書きで、25ページ以内（両面印刷・カラー印刷可。A3判を使用する場合は、片袖折りとし、A3判1ページにつきA4判2ページと換算する。）に記載すること。

ii. 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。

iii. 内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮すること。

iv. 別紙「匝瑳市産業用地事業化推進支援業務委託仕様書」の業務内容を踏まえ、別表「業務理解度・実施方針に関する提案」に示す内容について、実施にあたっての取組み・手法・体制等を提案すること。また、別紙仕様書以外にも有益な提案があれば記載すること。

ハ) 参考見積書【様式第8号】

見積内訳書には、様式自由により各項目の金額を記載すること。

ニ) 技術提案書等の提出期限後の差替え、追加等は一切認めない。

⑥ 技術提案書評価基準

技術提案書の評価基準は、別表に示すとおりとする。

⑦ 既存資料の閲覧について

技術提案書の作成にあたり、以下の資料の閲覧ができる。「●…市ホームページ掲載無」としている資料の閲覧を行う場合、事前に電子メール等により申し込みを行うこと。

イ) 資料名（○…市ホームページ掲載有、●…市ホームページ掲載無）

○第2次匝瑳市総合計画基本構想（令和元年6月）

<https://www.city.sosa.lg.jp/page/page002601.html>



- 第2次匝瑳市総合計画中期基本計画（令和6年3月）  
(<https://www.city.sosa.lg.jp/page/page005269.html>)
- 匝瑳市都市計画マスタープラン（令和3年3月）  
(<https://www.city.sosa.lg.jp/page/page003662.html>)
- 都市計画図（平成26年3月）  
(<https://www.city.sosa.lg.jp/page/page000151.html>)
- 第2次匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）  
(<https://www.city.sosa.lg.jp/page/page003094.html>)
- 産業用地候補地検討調査業務委託報告書（令和5年8月）
- 産業用地整備支援業務委託報告書（令和6年3月）

ロ) 閲覧場所

匝瑳市役所 商工観光課企業立地推進室

ハ) 閲覧期間

令和6年3月28日（木）9時から令和6年4月24日（水）17時まで（土・日曜日及び祝日を除く）

(6) 技術提案書等に関する質疑の受付及び回答

① 受付期間

令和6年4月12日（金）から令和6年4月18日（木）17時まで（必着）

② 受付場所

匝瑳市役所 商工観光課企業立地推進室

E-mail s-suishin@city.sosa.lg.jp

③ 提出方法

技術提案書等に関する質問書【様式第9号】に質問事項を記入し、電子メールにて上記まで送付の上、電話でその旨を連絡すること。なお、電話・FAX等での質疑応答は行わない。

④ 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和6年4月22日（月）に市ホームページ上で公開する。回答内容は、本要項の追加、修正として取り扱う。

(7) 技術提案書の評価

審査は、「3 応募手続（5）技術提案書等の提出⑥技術提案書評価基準」に

基づき、審査委員会において、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）により行うものとし、プレゼン等の実施方法は以下のとおりとする。

- ① プレゼン等への出席は、本業務を担当する管理技術者を含む3名以内とする。
- ② プレゼン等の日程は、令和6年5月8日（水）を予定しており、開始予定時刻については個別に通知する。
- ③ プレゼン等は、提案者が提出した技術提案書等の記載内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。プロジェクター及びスクリーン、接続ケーブル（HDMI）は市で用意する。対応していないパソコンを使用する場合は、当該端子へ変換するためのアダプタを持参すること。
- ④ プレゼンテーションの持ち時間は20分、その後に、審査委員からの質疑応答等のヒアリングを10分程度行う予定である。なお、パソコンのセッティング等の準備時間は別途設けることとする。

#### （8）特定・非特定通知

- ① 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを受注候補者、第二位であるものを次点受注候補者として特定し、書面【様式第10号、様式第11号】を電子メールにより参加表明書類に記載されたアドレス宛に送付し、通知する。また、受注候補者又は次点受注候補者のいずれにも特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を同じく書面【様式第12号】により通知する。また、市ホームページにも選定結果を公表する。なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。
- ② 技術提案書を提出した者が1者のみの場合で、技術提案の評価の結果、受注候補者として適当と認められないときは、非特定とすることがある。

#### （9）その他留意事項

参加表明書類の提出後、参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。また、提出期限までに技術提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

## 4 契約等

### (1) 業務委託契約

#### ① 契約の締結

実施要領第15条の規定による。

#### ② 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、別紙「匝瑳市産業用地事業化推進支援業務委託仕様書」に定める内容を標準とする。なお、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して仕様書の内容を確定するが、提案内容が全て反映されるものではない。

#### ③ 契約書

本業務委託に関する契約書は、匝瑳市が定める書式を用いる。

#### ④ その他

受注候補者として特定された者は「配置予定技術者調書【様式第5号】」に記載した配置予定技術者に当該業務を担当させなければならない。ただし、病休、死亡、退職等に変更がやむを得ないと発注者が認めた場合については、発注者と協議の上、同等以上の資格等を満たす技術者を配置するものとする。

### (2) 提出書類の取扱いについて

提出書類は、返却しない。提出した資料が匝瑳市情報公開条例（平成18年匝瑳市条例第10号）に基づく開示請求の対象となった場合は、提案者の意向を確認した上で、本条例の規定に基づき公開の可否等を決定する。

採点基準 1 実施体制・業務実施能力等

(別紙)

評価項目	評価の着眼点		配点
【客観評価】 1. 技術提案者の経験及び能力 (15点)	(1)技術提案者の実績	技術提案者における、平成 26 年度以降(過去 10 年間)に千葉県内等の地方公共団体発注の産業開発等の基本計画、基本設計、概略設計等の業務完了実績を有していること。	10
	(2)実施体制	ISO9001、ISO14001、ISO27001、プライバシーマーク等の認証を取得していること。	5
【客観評価】 2. 予定技術者の経験及び業務実施能力 (15点)	(1)管理技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野	5
		平成 26 年度以降(過去 10 年間)に千葉県内等の地方公共団体発注の産業開発等の基本計画、基本設計、概略設計等の業務に管理技術者として従事し、業務を完了した実績のある者。	5
	(2)主たる担当技術者	平成 26 年度以降(過去 10 年間)に千葉県内等の地方公共団体発注の産業開発等の基本計画、基本設計、概略設計等の業務に管理技術者又は担当技術者として従事し、業務を完了した実績のある者。	5
【価格評価】 5. 参考見積額 (10点)	(1)業務コストの妥当性 ※仕様書に示す業務内容に対する見積金額についての評価		10
合計点数			40

採点基準 2 企画提案内容・プレゼンテーション

評価項目	評価の着眼点		配点
【技術提案評価】 3. 業務理解度・実施方針に関する提案 (40点)	(1)業務理解度	問題点や課題、解決方法等が整理されているか。	10
	(2)実施方針	提案内容が具体的かつ確で実現性があるか。	20
		業務工程及び業務フローに問題はないか。	10
【技術提案評価】 4. 技術提案書及びプレゼンテーション (20点)	(1)技術提案書の見易さ、分かり易さ		5
	(2)プレゼンテーションの分かり易さ、業務に対する取組意欲		15
合計点数			60

※上記は審査委員 1 人当たりの配点である。

※採点基準1については、提出書類から客観的に行った採点を審査委員共通の採点とする。